

【 青 森 労 働 局 版 】

# 第 12 次労働災害防止計画

～ 誰もが安心して健康に働くことができる社会をつくるために ～

青 森 労 働 局

## 【 目 次 】

1 本計画のねらい	.....	1
（1）本計画が目指す社会	.....	1
（2）本計画の目標	.....	1
（3）計画の評価と見直し	.....	1
2 安全衛生をめぐる動向等	.....	2
（1）労働災害の発生状況	.....	2
（2）労働者の健康をめぐる状況	.....	3
（3）事業場の安全衛生全般に係る状況	.....	4
（4）社会情勢と施策の方向性等	.....	4
3 重点施策	.....	6
4 重点施策ごとの具体的取組	.....	6
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	.....	6
ア 重点とする業種対策	.....	6
（ア）労働災害件数を減少させるための重点業種対策	.....	6
第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策	.....	8
陸上貨物運送事業対策	.....	9
（イ）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	.....	9
建設業対策	.....	10
製造業対策	.....	11
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	.....	11
メンタルヘルス対策	.....	12
過重労働対策	.....	13
化学物質による健康障害防止対策	.....	13
腰痛予防対策	.....	13
受動喫煙防止対策	.....	14
じん肺の新規有所見者の撲滅に向けた対策	.....	14
定期健康診断における有所見率の改善に向けた対策	.....	14
ウ 業種横断的な取組	.....	14
リスクアセスメント等の普及促進	.....	15
高年齢労働者対策	.....	15
非正規労働者対策	.....	16
冬期労働災害対策	.....	16

( 2 ) 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組	.....	16
関係行政機関との連携	.....	17
専門家と労働災害防止団体等の活用	.....	17
業界団体との連携による実効性の確保	.....	17
安全衛生管理に関する外部専門機関の活用	.....	17
( 3 ) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	.....	18
経営トップの労働者の安全と健康に関する意識の高揚	.....	18
労働環境水準の高い企業の積極的公表	.....	18
労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受	.....	18
( 4 ) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	.....	19
発注者等に対する安全衛生への取組強化	.....	19
製造段階での機械の安全対策の強化	.....	19
( 5 ) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	.....	20
東日本大震災の復旧・復興工事対策	.....	20
原子力施設等事故対策	.....	20

## 労働災害防止計画

### 1 本計画のねらい

#### (1) 本計画が目指す社会

「誰もが安心して健康に働くことができる社会」

これまでの労働災害防止対策は、労働者を雇用する事業者の責任として、青森労働局や労働災害防止団体が中心となって、主に事業者に向けて取組を求めてきたところである。

しかし、本計画が目指す社会の実現のためには、青森労働局や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない」という意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取る必要がある。

今般、青森労働局において、平成 25 年 3 月に厚生労働省が公表した全国版第 12 次労働災害防止計画を踏まえ、平成 25 年度を初年度とし平成 29 年度を目標年度とする労働災害防止計画（本計画）を策定するものであるが、事業者、労働者はもとより、業界団体、労働災害防止団体、安全衛生分野の専門家等においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

#### (2) 本計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会、その最終的な目標である「労働災害をゼロにする」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

なお、本目標を確実に達成するため、については、平成 29 年までの間、これらの目標に向け逐年での減少を図る。

##### (本計画の目標)

休業 4 日以上労働災害（以下「死傷災害」という。）による死傷者の数を、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに 15% 以上減少させること。

労働災害による死亡者の数を、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに 15% 以上減少させるとともに、前計画期間の合計と比較して、本計画期間の合計についても 15% 以上減少させること。

「前計画」とは、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年度とする第 11 次労働災害防止計画のこと。以下同じ。

#### (3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

## 2 安全衛生をめぐる動向等

前計画においては、次の目標を定め、また平成 24 年までの間に、これらの目標に向けた逐年での減少等を図ることとしていた。

死亡者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 20%以上減少させる。

死傷者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 15%以上減少させる。

労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせる。

については、平成 20 年には 28 人と大幅な増加をみたものの、そのほかの年においては、いずれも基準年である平成 19 年の 18 人を下回り、最終年である平成 24 年には最終目標値である 14 人と同数となったことから、おおむね目標を達成したと評価できる。

また、については、平成 24 年において、平成 19 年と比して 5.6%の増となり、また件数の推移をみても減少傾向にあるとはいえないことから、目標を達成したとは評価できない。

さらに、についても、平成 24 年において、平成 19 年と比して 4.3 ポイントの増となり、全体としてもなお増加傾向にあることから、目標を達成したとは評価できない。

### (1) 労働災害の発生状況

#### ア 業種別発生状況

主な業種における労働災害の発生状況等は以下のとおりである。

##### (ア) 製造業

製造業における労働災害は、長期的には減少傾向にあったものの、平成 22 年以降は増加傾向にある。

前計画において、全産業の死亡災害のうち製造業の占める割合は 11.4%、死傷災害では 19.7%となっている。

起因物別にみると、動力機械(原動機によるものを除く。)物上げ装置・運搬機械(乗物によるものを除く。)による労働災害(以下「機械災害」という。)は、35.4%を占め、その中では指の切断等の障害が残る重篤な労働災害も多い。

事故の型別にみると、転倒災害及び墜落・転落災害も多く発生しており、死傷災害の 31.4%を占めている。

##### (イ) 建設業

建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にあったものの、平成 22 年以降は増加傾向にある。

前計画において、全産業の死亡災害のうち建設業の占める割合は 33.0%、死傷災害では 17.6%となっている。

事故の型別にみると、墜落・転落災害が死亡災害の 31.0%、死傷災害の 37.0%

を占めている。また、建設機械等による災害や、土砂崩壊災害も依然として発生している。

#### (ウ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害は、100件前後で推移してきたところであるが、平成24年には若干の増加傾向がみられる。

前計画において、全産業の死亡災害のうち陸上貨物運送事業の占める割合は15.9%、死傷災害では9.3%となっている。

事故の型別にみると、交通労働災害が死亡災害の42.9%を、荷役作業中等の墜落・転落災害が死傷災害の27.0%を占めている。

#### (エ) 第三次産業

前計画において、第三次産業(交通運輸業、陸上貨物運送事業及び港湾貨物運送業を除く。以下同じ。)における労働災害は、労働者数の増加等を背景として、近年は増加傾向にあり、死傷災害の47.0%を占めている。

業種別にみると、特に社会福祉施設における増加が著しい。

#### イ 事業場規模別発生状況

前計画において、事業場規模別の労働災害の発生状況は、死傷災害でみると、労働者数50人未満の事業場が全体の62.9%、労働者数300人未満の事業場が全体の93.8%を占めている。

#### ウ 年齢別発生状況

前計画において、年齢別の労働災害の発生状況は、労働災害全体に占める高年齢労働者の割合でみると、50歳以上の労働者では46.5%、60歳以上の労働者では17.2%となっている。

#### エ 事故の型別発生状況

前計画において、事故の型別にみた労働災害の発生状況は、死亡災害では交通労働災害、墜落・転落災害が多く、死傷災害では転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多い。

墜落・転落災害は、建設業のほか、製造業、陸上貨物運送事業等においても多発している。

#### オ その他

冬期(11月から3月)における積雪・凍結による冬期特有の災害は、前計画において毎年、当該期間中に発生した全災害の20%前後を占めている。

### (2) 労働者の健康をめぐる状況

#### ア 職業性疾病等の発生状況

じん肺の新規有所見者は、長期的には大幅に減少しているものの、ここ数年は減少傾向がなく、今なお毎年発生している。

腰痛は、平成24年において職業性疾病全体の52.8%を占めており、高年齢労働者の増加や介護関係業務の増大等により、今後さらなる増加が懸念される。

#### イ 石綿による健康障害の発生状況

青森労働局管内における石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数(業務上で支給決定したもの)は、平成24年度において3件となっている。

ウ 化学物質による健康障害の発生状況

化学物質による職業性疾病は、一酸化炭素等による急性中毒等により、毎年休業4日以上の災害が発生している。

エ 精神障害及び過重労働による健康障害の発生状況

平成19年厚生労働省実施の労働者健康状況調査によると、職業生活等において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は58.0%に上っている。また、平成23年同省実施の労働災害防止対策等重点調査では、過去1年間にメンタルヘルス不調を抱えた労働者がいる事業所の割合は13.9%となっている。さらに、青森労働局管内における精神疾患による労災認定件数(業務上で支給決定したもの)は、平成24年度において4件となっている。

また、業務による過重負荷が加わったことにより脳・心臓疾患を発症することがあり、青森労働局管内における脳・心臓疾患に係る労災認定件数(業務上で支給決定したもの)は、平成24年度において4件となっている。

オ 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくりに係る状況

定期健康診断によると、脂質異常、高血圧、糖尿病などに関連する所見を有する労働者の割合が平成24年において59.4%と、全国平均よりも5ポイント以上上回る高水準で推移しており、なお増加傾向が続いている。

(3) 事業場の安全衛生全般に係る状況

リスクアセスメントについては、労働者100人以上の製造業、建設業及び陸上貨物運送業において、導入している事業場の割合が78.5%(平成24年3月末時点)となっている。

(4) 社会情勢と施策の方向性等

ア 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

労働安全衛生法が施行されて、40年以上が経過している。その間、青森県においても産業構造が変化し、製造業、建設業の就労者数が減少する一方、商業など第三次産業の就労者数が増加したほか、高齢化の進展に伴い、社会福祉施設の就労者の大幅な増加がみられる。

一方、労働災害は、関係者の不断の努力により、長期的には減少傾向にあるものの、近年は増加傾向に転じており、その増加率は、特に陸上貨物運送業と第三次産業において顕著である。

また、健康対策の面でも変化が生じている。これまでは、粉じんによるじん肺、化学物質による急性中毒やがんなどの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が、重要性を増している。また、青森県においては、定期健康診断における有所見率が全国平均を大きく上回っており、その改善に向けた取組も必要である。

## イ リーマンショックと東日本大震災の影響等

平成 20 年 9 月のいわゆるリーマンショックは、県内の経済活動にも多大な影響を及ぼした。平成 21 年の労働災害発生件数は 1,117 人と前年比で 9.6%と大幅に減少したが、平成 22 年以降は 3 年連続の増加に転じている。このような推移を見ると、平成 21 年の死傷者数の大幅な減少は労働災害防止に向けた取組の成果というより、リーマンショックを受けた経済活動の低迷による影響が大きいと考えられる。

特に建設業における平成 23 年以降の労働災害増加の背景には、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事の本格化があると考えられる。建設業では、長期的な需要の減少によって技能労働者等が減少傾向にあったが、東日本大震災後に建設復興需要が急増したため、全国的な人材不足等が生じ、その結果、安全衛生水準の維持や現場管理に支障をきたすことなどによって、労働災害の増加が懸念されているが、被災三県に隣接する青森県は特にこれが顕著である。

また、製造業においては、安全衛生管理の知識等を有する昭和 20 年代生まれを中心とする世代の退職や、厳しいコスト競争、人員合理化が、生産現場の安全衛生活動に影響を及ぼすことも懸念されている。

## ウ 雇用形態の変化と少子高齢化の影響

業種ごとの雇用者数の変化に加え、労働者全体に占める非正規労働者の割合の増加、障害者の雇用の進展、様々な分野における請負などによる外部委託の進展といった社会情勢、経済情勢の大きな変化が、労働災害の発生状況にも影響すると考えられる。

また、急速に進展している少子高齢化による影響も懸念されている。65 歳以上の高齢者人口の増加に伴う高齢者雇用の促進と相まって、高年齢労働者の数が増え、その結果、被災する高齢者が増加している。高齢者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念される。

今後も高齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなることが見込まれるため、今後の労働災害防止の取組は、これら高齢化によるリスクの増大も念頭に置いたものとしていく必要がある。

## エ 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政はさらなる効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体、労働災害防止団体、安全衛生分野の専門家等との連携を強め、自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していくことが必要である。

## オ 社会に開かれた安全衛生対策

メンタルヘルス不調、過重労働、腰痛等への対応が重要性を増し、第三次産業を含む広範な分野に課題が広がる中、労働災害は一部の危険な作業に従事している労働者だけの問題ではなく、誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を持つことが重要である。

そのために、企業による自主的活動を活性化するとともに、安全衛生を巡る問題を可視化し、より社会に開かれたものとする必要がある。可視化とは、いかなる労働災害がどれだけ起きているのか、不十分な取組がどのような結果を招くのか、これを防ぐためには、企業や労働者自身が何をすればよいのか、各企業がどのような取り組みを進めているのか、といった情報を共有し、安全衛生に対する認識を高めることができるようにすることであり、これを実現するための様々な取組が必要である。

何よりも、これらの取組を推進する前提として、労使を問わず、青森県全県を通じた、労働災害を起こさないという気運を醸成していく必要がある。

### 3 重点施策

以上の安全衛生をめぐる動向等を踏まえて、以下の5つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- (5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

### 4 重点施策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業における労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題も浮き彫りとなっており、これら新旧の課題に対応するため、重点とすべき対策の見直しが必要となっていることから、今後5年間の安全衛生施策においては、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

#### ア 重点とする業種対策

- (ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・ 労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成15年から平成24年までの過去10年で減少している一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店(以下「小売業等」という。)の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、過去10年で2.4倍となっている。また、陸上貨物運送事業は、隔年で増減を繰り返し、荷役作業時にみられる墜落、転落や転倒による死傷者数は減少傾向が見られない。このため、全体の労働災害を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となっている。

【業種別の死傷者数の比較】

業種	平成 15 年	平成 24 年	災害増減率
全産業	1,317	1,310	-0.5%
製造業	294	259	-11.9%
建設業	317	235	-25.9%
陸上貨物運送事業	118	127	+7.6%
第三次産業	500	599	+19.8%
小売業	130	152	+16.9%
社会福祉施設	35	84	+140.0%
飲食店	23	23	0%

(出典：労働者死傷病報告)

災害増減率は平成 15 年と比較した平成 24 年の増減率

- ・ 小売業等は、建設業や製造業に比べ、転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、4 S 活動の徹底のほか、労働者個人の行動に着目した手法が必要となっている。また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、社会福祉施設に雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。
- ・ 陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の 1 割程度であるのに対し、荷役作業中にみられる墜落、転落や転倒による労働災害は約 4 割を占めている。また、労働災害の多くが、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

(努力目標)

- ・ 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、特に次の業種について以下の努力目標の達成に努める。

なお、努力目標とは、1(2)で掲げる本計画の目標に加え、特定の業種において重点的に目指すべき目標値である(以下同じ。)

a 小売業

休業 4 日以上死傷者数を 20%以上減少させる。

b 社会福祉施設

休業 4 日以上死傷者数を 10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には 25%以上減少させることに相当する水準である。

c 陸上貨物運送事業

休業 4 日以上死傷者数を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

### 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については特に労働災害が多い小売業、社会福祉施設、飲食店に重点的に取り組む。

#### - 1 安全衛生管理体制の強化

- ・ 小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえて、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

#### - 2 小売業対策

##### a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・ 小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約半数と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものである。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向にある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

##### b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・ 小売業では、全国的に労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・ 小売業での安全管理について、国内外の好事例を踏まえ、意識啓発・指導する。
- ・ 多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の使用を勧奨する。

#### - 3 社会福祉施設対策

- ・ 社会福祉施設に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、職場における腰痛予防対策指針（以下「腰痛指針」という。）で定める各種対策を指導するほか、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、腰痛指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。なお、指導に当たっては、研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を活用する。
- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

- 4 飲食店対策

- ・ 飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の4割を超えているため、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例を踏まえ、事業場に対する指導等を行う。

陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・ 陸上貨物運送事業の労働災害の多くが荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部と連携して「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」を周知・普及する。

b トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・ 荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化する。

c 荷主による取組の強化

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進める。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・ 青森労働局管内では、依然として年間15人前後の労働者が労働災害で亡くなっている。重篤な災害を防止するという観点からは、その2割近くを占める「墜落・転落災害」及び1割以上を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策をより徹底していく必要があるが、これらの災害のうち、建設業と製造業が半数を占めている。死亡又は障害が残る可能性が高いこれらの災害を防止する観点から、建設業や製造業に対して、重篤な災害の防止を重点に置いた取組が必要である。なお、平成24年の製造業の労働災害発生件数は、平成21年比で25.7%増、建設業においては24.3%増と、いずれも平成22年以降大幅に増加していることから、労働災害件数そのものを減少させる上でも、これらの業種に対する取組が必要である。
- ・ 特に建設業においては、今後労働災害の増加が懸念される。この背景には、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事の本格化に伴う被災地の建設復興需要の急増がある。建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、被災地以外での全国的な人材不足等が発生し、その結果、安全衛生水準の維持や現場管理に

支障をきたすためであり、被災三県に隣接する青森県はこの懸念が顕著である。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

(努力目標)

- ・ 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の努力目標の達成に努める。
  - a 建設業  
休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。
  - b 製造業  
休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 墜落・転落災害防止対策の推進

- ・ 建設業における墜落、転落災害のうち、足場等の仮設物等からの墜落・転落が 5 割強を占めるため、足場等からの墜落・転落災害防止対策を推進する。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、ハーネス型の安全帯等墜落時に衝撃が少ない安全帯の使用を推進する。

b 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・ 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生等に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生等を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人にその経費が渡るよう要請するほか、国や地方公共団体等の発注者に対しては、入札時の総合評価項目として労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みを導入することについて併せて要請する。
- ・ 特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事を発注しないよう要請する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・ 新規に建設業に参入する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

- ・ アスベスト含有建材を利用した建築物の解体は今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、県、市町村

等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・ 近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組

- ・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業においても安全衛生管理体制が弱体化しており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会が実施する安全衛生活動を指導に活用する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・ 健康面では、精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善し、快適な職場を作り上げていくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも長時間労働の抑制が求められている。
- ・ 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質を含め、化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・ 業務上疾病の約半数を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げており、その対策の強化が喫緊の課題となっている。
- ・ じん肺の新規有所見者についてもいまだ発生していることから、継続した取組が必要である。

【腰痛（労働災害）等の発生件数の推移】

	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
業務上疾病 発生件数	59	95	48	74	56	72
腰痛件数	32 (54.2%)	49 (51.6%)	27 (56.3%)	36 (48.6%)	22 (39.3%)	38 (52.8%)
じん肺及び じん肺合併症	9	4	3	11	4	4

（出典：労働者死傷病報告等（腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合））

- 青森県においては、定期健康診断における有所見率が全国平均と比べ高い水準にあり、かつその増加傾向に歯止めが掛かっていないことから、これを改善するための取組が必要である。

【定期健康診断における有所見率の推移】

	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
青森県	54.1%	56.7%	58.2%	58.4%	57.9%	59.4%
全国平均	47.3%	51.3%	52.3%	52.5%	52.7%	52.7%

（出典：定期健康診断結果報告書）

メンタルヘルス対策

（講ずべき施策）

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、快適な職場作りに向けたパワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- 労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進するとともに、事業場外で相談できる機関等について情報提供を図る。

c 取組方策の分からない事業場への支援

- 職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もある（21.2%（平成 24 年安全衛生管理推進計画書））ため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の

強化を図る。

d 職場復帰対策の促進

- ・ 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通じ、具体的な職場復帰支援プログラム作成等の支援を行う。

過重労働対策

( 講ずべき施策 )

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的に過大な長時間労働を発生させない労務管理を推進することはもとより、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

化学物質による健康障害防止対策

( 講ずべき施策 )

a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・ リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート ( SDS ) の交付の促進を図る。

b 作業環境管理の徹底と改善

- ・ 作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。

腰痛予防対策

( 講ずべき施策 )

a 腰痛予防教育の強化

- ・ 特に腰痛が懸念される社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

- ・ 社会福祉施設に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、職場における腰痛予防対策指針（以下「腰痛指針」という。）で定める各種対策を指導するほか、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、腰痛指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。なお、指導に当たっては、研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を活用する。
- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

受動喫煙防止対策

（講ずべき施策）

a 普及・啓発

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と、受動喫煙防止対策助成金の活用勧奨等による事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・ 職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

じん肺の新規有所見者の撲滅に向けた対策

（講ずべき施策）

- ・ 粉じん障害の防止について、平成24年改正の粉じん障害防止規則及びじん肺法を踏まえた、アーク溶接作業、金属等の研ま作業、トンネル建設工事等に係る粉じん障害防止対策を重点とする総合的な対策を推進する。

定期健康診断における有所見率の改善に向けた対策

（講ずべき施策）

- ・ 労働者に対する健康診断について、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置を徹底するとともに、県の策定した「健康あおもり21（第2次）」等に基づき、県等と連携を図りつつ労働者の自主的な取組を促進する。
- ・ 基礎疾患が誘発する労働災害を防止する観点から、定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置について、産業医や地域産業保健センターによる指導・対応を積極的に活用するよう周知する。

ウ 業種横断的な取組

（現状と課題）

- ・ リスクアセスメントの導入は100人以上の規模の事業場において進んでいるが、100人未満の規模の事業場においてはまだ浸透しているとは言い難い。また、リス

クアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。リスクアセスメントを始めとする企業における自主的な安全衛生への取組を促進する必要がある。

- ・ 60歳以上の高年齢労働者は増加を続けており、労働災害に占める60歳以上の割合も、平成14年から平成23年の10年間で、11.5%から20.1%に増加している。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。
- ・ 非正規労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえた取組が必要となっている。
- ・ 青森県においては、冬期労働災害（11月から3月に積雪や凍結等冬期特有の気象条件の影響を受けて発生する労働災害）が業種を問わず発生しており、労働災害全体に占める割合も高いことから、冬期労働災害に対する取組が必要である。

（講ずべき施策）

リスクアセスメント等の普及促進

a リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ 事業場に対する指導や研修会等の場においてリスクアセスメントの導入を指導するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会青森県支部と連携して指導する。

c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。（再掲）

d 企業の自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 労働者の安全と健康を最優先とする「安全文化」について、企業トップを始めとする企業全体への浸透を図る。また、安全衛生委員会等におけるリスクアセスメント等の調査審議の徹底を図り、安全衛生委員会等の活性化を促進する。

高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場において、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
  - ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、広報により注意喚起を行う。
- b 基礎疾患等に関連する労働災害防止
- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理において、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
  - ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会青森県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
  - ・ 基礎疾患が誘発する労働災害を防止する観点から、定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置について、産業医や地域産業保健センターによる指導・対応を積極的に活用するよう周知する。(再掲)

#### 非正規労働者対策

- ・ 建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する状況において、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化についても指導する。

#### 冬期労働災害対策

- ・ 冬期労働災害の発生状況を踏まえ、重点を明確にした上で、引き続き「冬期労働災害防止運動」を展開する。

## (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組

### (現状と課題)

- ・ 労働災害は長期的には減少傾向にあるが、平成 22 年以降は 3 年連続で労働災害が増加し、また建設業や製造業でも依然として重篤な労働災害が多発している。このような厳しい状況に対応するためには、青森労働局だけでなく、自治体を含む関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生分野の専門家、県単位で労働災害防止活動を実施している団体等が連携・協働しながら労働災害の撲滅に向けて取り組むことが必要である。

### (講ずべき施策)

## 関係行政機関との連携

- ・ 青森労働局が行う安全衛生に係る施策について、関係行政機関との連携を推進するとともに、全国安全週間、全国労働衛生週間及び冬期労働災害防止運動等における周知、広報等について、協力を要請する。

### 専門家と労働災害防止団体等の活用

#### a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・ 専門的、技術的な業務については、安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用されるよう積極的に周知する。
- ・ 専門家の知識等を活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、青森労働局安全衛生労使専門家会議を活用する。

#### b 労働災害防止団体等の活動の活性化

- ・ 労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も知識等を持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、青森労働局が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、本計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業においても安全衛生管理体制が弱体化しており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会が実施する安全衛生活動を指導に活用する。（再掲）
- ・ 労働災害防止団体等の青森県支部等が、労働災害防止団体法等の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

(a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。

(b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。

### 業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・ 全国又は地域の業界団体、労働組合等が自ら行う安全衛生分野の調査研究への情報提供等必要な支援を行う。

### 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

#### a 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・ メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図る。
  - ・ 労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、地域産業保健事業等により、小規模事業場の産業保健活動を促進する。
- b 事業場の安全衛生業務での外部専門家の活用
- ・ 事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、労働安全・衛生コンサルタント等の外部の専門的人材の利用を促進する。

### (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

#### (現状と課題)

- ・ 労働者の安全と健康にかかわる問題は、企業の利益損失はもとより、家族も含めれば県民全体にかかわる問題であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でさえ十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度が高いとはいえない。
- ・ 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、経営トップと職域責任者が、労働者の安全と健康を守るために安全配慮義務を果たす強い意識を持つことが重要である。

#### (講ずべき施策)

- ・ 全ての事業者が、労働者の安全と健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みを構築する。また、労働者や県民全体に対しても働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

#### 経営トップの労働者の安全と健康に関する意識の高揚

- ・ 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対し、様々な手法・機会を活用し、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

#### 労働環境水準の高い企業の積極的公表

- ・ 労働者の安全と健康に対する取組意識の高い企業について、企業の同意を得て、積極的にホームページ等で公表する。

#### 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

##### a 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・ 労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者ひとりひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

##### b 県民全体の安全・健康意識の高揚

- ・ 全国安全週間、全国労働衛生週間及び冬期労働災害防止運動を通じて県民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全と健康を確保するためのルールを守ることに、地域、職域等と連携して取り組む。

#### (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

##### (現状と課題)

- ・ 労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されている。一方、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しうることから、発注者等に対する取組を強化する必要がある。

##### (講ずべき施策)

- ・ 事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

##### 発注者等に対する安全衛生への取組強化

###### a 発注者等に対する安全衛生への取組強化

- ・ 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者に対する取組を強化する。

###### b 荷主による取組の強化(再掲)

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

###### c 建設工事発注者に対する要請(再掲)

- ・ 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生等に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生等を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人にその経費が渡るよう要請するほか、国や地方公共団体等の発注者に対しては、入札時の総合評価項目として労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みを導入することについて併せて要請する。
- ・ 特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難な工事を発注しないよう要請する。

##### 製造段階での機械の安全対策の強化

- ・ 製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生していることから、機械設備の本質安全化を推進する。

###### a 機械災害防止対策の推進(再掲)

- ・ 機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

- ・ 機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を推進する。

(5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

(現状と課題)

- ・ 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生し、その復旧・復興に向けた各種工事が本格化しているため、被災地の状況に応じた労働災害防止対策を徹底する必要がある。
- ・ 被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に安全衛生水準の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。

(講ずべき施策)

東日本大震災の復旧・復興工事対策

a 復旧・復興工事の労働災害防止

- ・ 東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。

b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底(再掲)

- ・ 新規に建設業に参入する者(新規参入者)等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

原子力施設等事故対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力施設等における事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、メンタルヘルスケアを含めた健康相談等の長期的健康管理対策等を着実に実施する。